

高浜市水道事業窓口業務等包括業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

2025 年 8 月

愛知県高浜市

都市政策部 上下水道グループ

1 目的

この要領は、高浜市水道事業窓口業務等包括業務（以下「委託業務」という。）におけるお客様サービス等のより一層の向上を図るため、委託業務の受託を行うことのできる能力を有する事業者のうち、特に業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続き等について定めるものとする。

2 業務概要

（１）委託業務名

高浜市水道事業窓口業務等包括業務委託

（２）業務執行場所

- ア 事務所は高浜市役所都市政策部上下水道グループ内に置くものとする。
- イ 対象区域は、高浜市水道事業給水区域の全域とする。

（３）業務内容

水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収に関連する下記の業務を行う。

- ア 受付業務
- イ 検針業務
- ウ 調定及び収納に関する業務
- エ 滞納整理及び給水停止に関する業務
- オ 開閉栓業務
- カ 水道メーター出入庫管理業務
- キ 水道メーター取替に伴う事務（取替作業は除く）
- ク その他の業務・・・ 上下水道グループが必要と判断して指示するア～キの業務に付帯する業務

（４）契約期間

契約期間は契約締結日から令和１３年３月３１日までとする。

なお、契約締結日から令和８年３月３１日までは委託業務履行準備期間とし、当該期間に係る費用等は、受託者の負担とする。

（５）費用の上限

限度価格	２２５，０００，０００円
(内訳)	
令和７年度(２０２５年度)	０円
令和８年度(２０２６年度)	４５，０００，０００円
令和９年度(２０２７年度)	４５，０００，０００円
令和１０年度(２０２８年度)	４５，０００，０００円

令和11年度(2029年度) 45,000,000円

令和12年度(2030年度) 45,000,000円

(上記の金額は、消費税及び地方消費税を含む金額)

(6) 委託料の支払

委託料は、各月の業務完了後、月毎に均等額を受託者からの請求により支払うものとする。

(7) 消費税率変更に伴う対応

契約期間中に消費税率が改定された場合は、改正法の取扱いに準じて、新税率が適用される期間の契約金額について、消費税抜き契約金額に新税率を乗じて得た額に変更する。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 参加申込書提出期日時点において、高浜市契約規則第5条第3項に規定する名簿に記載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 本件に係る公告の日から契約締結の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年4月1日施行)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本件に係る公告の日から契約締結の日までの期間において、高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱(平成15年4月1日施行)に基づく入札参加停止またはこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに市税等に滞納がない者であること。
- (8) 愛知県内に本店又は営業所等を有していること。
- (9) 平成30年度以降に、給水人口4万5千人以上の愛知県内水道事業体の給水区域全域において、給水契約等に係る窓口受付業務、水道メーターの検針業務、水道料金等の収納・滞納整理業務等を包括的に引き続き5年以上受託し、現在履行中又は完了した実績を有している者であること。ただし、給水区域の一部について、業務を受託している場合は、受託した給水区域内の給水人口が4万5千人以上であれば同等とみなす。

- (10) 公共料金徴収業務を過去に３年以上の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (11) 常時雇用関係があり、かつ、公共料金徴収業務について、３年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。
- (12) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (13) 本契約は高浜市公契約条例第９条で定める公契約（特定公契約）に該当するため、契約を締結するに当たり、高浜市公契約条例及び高浜市公契約条例施行規則等の関係例規を遵守すること。

４ 実施方法

（１）選定委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び最終受託候補者を選定するため、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、参加者から提出された提案書等を審査し、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高い参加者を最終受託候補者に決定する。

（２）実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

	内容	期日等
1	公募型プロポーザル募集の公告	令和７年８月２２日（金）
2	申込書等の提出期間	令和７年８月２２日（金）～ 令和７年９月５日（金）
3	提案書等の作成に係る質問書の提出期間 （質問書は、電子メールによる。）	令和７年８月２２日（金）～ 令和７年９月２日（火）
4	質問に対する回答	随時(令和７年９月３日（水）まで)
5	参加資格審査結果及びプレゼンテーション 参加要請通知(資格がない場合は、参加資格 審査結果通知のみ)	令和７年９月１７日（水）
6	提案書等の提出期限	令和７年１０月１０日（金）
7	提案書等に係るプレゼンテーション及びヒ アリング	令和７年１０月１７日（金）
8	最終受託候補者の決定及び選定結果の通知	令和７年１１月２５日（火）
9	契約日	令和７年１２月中旬

注：提出は、いずれも平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとし、提出方法及び連絡方法は、各内容の所定の方法とする。

5 申込手続

- (1) 申込書等は、高浜市ホームページからダウンロードするものとする。
- (2) 参加者は、申込書に必要書類を添付のうえ、提出期間内に各1部を提出すること。

ア 必要書類

- (ア) プロポーザル参加申込書等提出書類確認表(様式第2号)
- (イ) 参加資格要件に関する誓約書(様式第3号)
- (ウ) 会社概要関係書類
資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの
- (エ) 財務状況関係書類
直近2か年の各会計年度における決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書)
- (オ) 定款の写し及びパンフレット等の会社概要のわかるもの
- (カ) 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (キ) 誓約書(様式第4号)
- (ク) 履行実施表(様式第5号)及び履行実績を証明する契約書の写し
- (ケ) 労働条件関係書類
労働条件に基づく規則、協定等の状況が確認できるもの
 - ・ 就業規則
 - ・ 労働基準法第36条時間外及び休日労働に関する協定書
- (コ) 消費税及び地方消費税並びに市税等に滞納がないことが証明できるもの
- (サ) 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得していることを証明できる書類の写し
- (シ) 給水装置工事主任技術者免状の写し

(3) 提出期間

令和7年8月22日(金)から令和7年9月5日(金)午後5時15分(必着)

(4) 提出先

高浜市役所都市政策部上下水道グループ

(5) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便)とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着のこと。

6 提案書等の提出

参加者は、提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。なお、提案書は、1事業者で1提案とし、A4判、横書き、左綴じで製本すること。また、図表等については、必要に応じてA3判でも可とするが、A4判へ折込みをすること。

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書（様式第 6－1 号、様式第 6－2 号）正本 1 部、副本 7 部、正本を記録した電子媒体（CD-R または DVD-R）1 部（正本の提案書の表紙のみ代表印を押印すること。）

イ 提案書の記載内容に様式の定めのない項目については、「10 評価基準」を参考に記載すること。

（ア）会社内容に関する事項（様式第 7 号、様式第 8 号、様式第 9 号）

（イ）業務委託に関する事項（様式第 10 号）

（ウ）業務実施体制及び業務実施人員配置体制（様式第 11 号）

（エ）地域貢献に対する考え方（地元経済、地元雇用）

（オ）お客さま対応に対する考え方

（カ）受付業務に対する考え方

（キ）検針業務に対する考え方

（ク）調定及び収納業務に対する考え方

（ケ）滞納整理及び給水停止業務に対する考え方

（コ）開閉栓業務に対する考え方

（サ）水道メーター出入庫管理業務に対する考え方

（シ）水道メーター取替に伴う事務に対する考え方

（ス）研修体制に対する考え方

（セ）コンプライアンスに対する考え方

（ソ）防災、災害及び緊急時等における危機管理に対する考え方

（タ）将来に向けてのサービスの向上、コスト削減及び業務の効率化に対する提案

（チ）その他の業務提案

ウ 提案見積書（任意様式）1 部

（総額及び各年度の金額を明記し、積算の根拠となる内訳書を添付すること。）

エ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（任意様式）1 部

（出席者の役職及び氏名、プロジェクター等使用の有無を記載すること。）

（2）提出期限 令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）午後 5 時 1 5 分（必着）

（3）提出先 高浜市役所都市政策部上下水道グループ

（4）提出方法 提出方法は、参加者により持参すること。

7 提案書等作成に係る質問の受付及び回答

（1）提案書等作成に係る質問は、プロポーザル質問書（様式第 1 2 号）により電子メール（アドレス・宛先は「1 8 事務局（問合せ先）」を参照のこと。）での受付とする。

なお、件名は「提案書等作成に係る質問（参加事業者名）」とし、送信後、電話で着信の確認をすること。

（2）質問に対する回答は、ホームページにより随時回答する。ただし、質問又は回答の内

容が、質問者の提案内容に密接に関わるものと判断されるものについては、質問者のみに回答する。また、指定の様式・方法等によらない質問や事業者選定に公正・公平が損なわれると判断される質問等については、回答を行わない。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 委員会は、参加者毎にプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの内容も評価対象となるため、事務局において録音を行う。
- (2) プレゼンテーションは、令和7年10月17日（金）に行う。
- (3) 実施時間及び場所は、各参加者に参加資格審査結果及びプレゼンテーション参加要請通知書により通知する。
- (4) プレゼンテーションの時間は、各参加者30分とし、プレゼンテーション終了後、15分程度のヒアリングを実施する。
- (5) プレゼンテーションは、自由形式とするが、提案書等の提出時に提出していないものを新たに提出することはできない。また、提案書の記載内容の範囲内であればプロジェクター等を使用して説明することも可能とする。ただし、プロジェクター及びスクリーン以外は参加者で用意すること。
- (6) プレゼンテーションに出席する者は、提案書等の内容を熟知している4名までとし、そのうち1名は業務実施体制（様式第11号）に記載する業務責任者が参加すること。

9 プロポーザルの審査方法

委員会は、各参加者の提案書等の記載内容につき「10 評価基準」に基づき評価及び採点を実施し、総合点が最も高い者を最終受託候補者として決定する。ただし、求められる基準に達していないと判断された場合は、最終受託候補者とししない。

10 評価基準

評価項目は、次の表のとおり。

表. 高浜市水道事業窓口業務等包括業務に係る審査評価表

評価項目		主な評価指針	提案書等 記載内容	配点
1	会社概要・ 財務状況	・企業の信頼度及び将来性	ア (様式第7～第9)	
2	業務受託実績	・当該類似業務に対する実績	イ (様式第10)	

3	業務執行体制等	・業務実行計画、実施体制及び人員配置 ・指揮命令系統及び責任体制 ・繁忙期や欠員時等の支援体制 ・緊急時の支援拠点体制	ウ（様式第 11）
4	地域貢献	・地元雇用促進、地域に対する企業活動及び取組方針 ・既存業務従事者への対応 ・雇用形態・雇用条件	エ
5	お客さま対応	・業務における標準化 ・トラブル防止対策 ・トラブル発生時の対応	オ
6	業務履行方法	・ 2（3）で示す各業務内容における理解度、経験、人員配置、方針及び提案	カ～シ
7	研修体制	・業務従事者等への研修体制	ス
8	コンプライアンス	・コンプライアンスに対する考え方 ・個人情報等の保護対策 ・情報保護関連資格の有無 ・コンプライアンス違反、情報漏えい等に対する事故対応	セ
9	危機管理	・業務従事者への防災対策 ・災害時の事業継続に対する考え方	ソ
10	将来提案	・実現性のあるサービス向上策、コスト削減策、効率化策等の提案	タ
11	取組姿勢、コミュニケーション能力	・プレゼンテーション内容、提出資料、説得力、質疑応答、業務意欲 ・本委託業務仕様書外における水道事業運営における有益な提案	チ （仕様書外の有益な提案）
12	見積金額	・提案内容に対する見積金額	見積書
合 計			
			1,000

1 1 選定結果の通知、結果の公表事項及び方法について

業務提案書の提出者全員に書面により通知するものとする。またホームページ上にて、審査結果(業者名・合計点)を公表する。

1 2 提案書の公開又は非公開の別

選定された業務提案書等の書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の業務提案書類は原則非公開とする。

1 3 プロポーザル参加の辞退

- (1) 参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第13号)を提出期限までに提出すること。
- (2) 提出期限 令和7年10月15日(水)午後5時15分(必着)
- (3) 提出先 高浜市役所都市政策部上下水道グループ
- (4) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付き書留郵便)とする。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

1 4 瑕疵

プロポーザルにおいて、参加者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提案書等を提出期間内に提出できなかった場合は、委員会がその内容を審査し、その取扱いを決定する。

1 5 失格条件

参加者または最終受託候補者に、下記に掲げる事由が生じた場合は、参加者の参加資格または最終受託候補者の決定を取消すこととする。

- (1) 契約締結以前に「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提案見積金額が概算事業費(限度価格)を超えている場合。
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為をした場合。

1 6 関係法令等の遵守

- (1) 参加者は、プロポーザルに参加することにより、実施要領を遵守することを誓約するものとみなすこととする。
- (2) 参加者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取扱うこととする。

1 7 その他

- (1) 提案書等の作成、プレゼンテーション等の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の申込書等及び提案書等の修正または変更は、認めない。
- (3) 申込書等及び提案書等提出された書類については、返却しない。

1 8 事務局（問合せ先）

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2

高浜市役所 都市政策部上下水道グループ 水道業務担当

電話番号 (0566)95-9538（直通）

F A X 番号 (0566)54-5185

電子メール suido@city.takahama.lg.jp